

## 平成21年秋の交通安全県民運動実施要綱

### 1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 2 期 間

- (1) 運動期間 平成21年9月21日(月)から同年9月30日(水)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)

### 3 主 唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

### 4 スローガン

「ゆずりあう 心で走る 岡山路」

### 5 運動の重点目標

- (1) 最重点目標(運動の基本)  
高齢者の交通事故防止

- (2) 重点目標

- ア 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- イ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ウ 飲酒運転の根絶
- エ 交差点における正しい通行の徹底

- (3) 自主重点目標

上記(1)、(2)のほか、それぞれの組織・地域・職域等の実態により、必要に応じて設定すること。

- (例) ① 運転中の携帯電話使用禁止の徹底
- ② 飲酒・無謀運転の追放 など

### 6 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 「高齢者の交通事故防止」に関する推進項目

- ア 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動の徹底
  - ① 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の実践
  - ② 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
  - ③ 高齢運転者標識(高齢者マーク)の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底
  - ④ 改正道路交通法の施行により、75歳以上の運転者の免許更新時に講習予備検査(認知機能検査)が導入されたことの周知徹底
  - ⑤ 高齢運転者に対する思いやりのある運転の実践
- イ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解と安全行動の実践
- ウ シルバークラス等を中心とする高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

(2) 「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」に関する推進項目

- ア 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の活用の促進
- イ 街頭での歩行者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ウ 改正道路交通法の改正点の周知と街頭指導の強化等による安全利用の促進
- エ 「岡山県自転車安全利用5則」を遵守した安全利用の徹底
  - ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
  - ② 車道は左側を通行
  - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  - ④ 安全ルールを守る
    - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
    - ・夜間はライトを点灯
    - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
    - ・運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
  - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- オ 自動車の前照灯の早め点灯の励行と、適切な「上向きライト」への切替え
- カ 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時の危険性を認識・理解させる交通安全教育等の推進
- キ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

(3) 「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」に関する推進項目

- ア 全ての座席のシートベルト着用が義務化されたことの周知と着用の徹底
- イ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する正しい理解の促進
- ウ チャイルドシートの安全性能に関する情報提供
- エ 体格に合ったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底

(4) 「飲酒運転の根絶」に関する推進項目

- ア 地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない環境づくりの促進
- イ 各種広報媒体の活用による飲酒運転の根絶に向けた広報啓発活動の推進
- ウ 改正道路交通法の施行により、運転免許の欠格期間の延長を始めとする飲酒運転に対する行政処分が強化されたことについての周知徹底
- エ 飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- オ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の推進
- カ 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等による飲酒運転根絶気運の醸成
- キ 「飲酒運転一団体一根本運動」の推進

(5) 「交差点における正しい通行の徹底」に関する推進項目

- ア 信号の厳守、確実な一時停止及び安全確認の徹底
- イ 歩行者・自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ウ 交差点右左折時、進路変更時等における合図の徹底

7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、現在の厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、上記5、6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く県民に訴え、理解の増進に努めるとともに、黙とうなど交通事故犠牲者に対する追悼の

意を表するものとする。

また、県民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動し、交通事故の発生を抑止することを目的として、昨年から新たな国民運動として開始した「交通事故死ゼロを目指す日」を、引き続き9月30日に実施する。

この国民運動の実施に当たっては、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通事故のない社会は県民自らが成し遂げるものである、との認識を社会全体に正しく広めるよう努めるものとし、本安全運動の展開に連動した取組を行うものとする。

(1) 地域、家庭等における実施要領

自治会、町内会、民生委員、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

また、家庭内における話合いを通じて、飲酒運転の根絶を始めとする交通安全意識を高めるため、これに資するような資料・情報の提供を行う。

(2) 高齢者福祉施設等における実施要領

施設責任者、医師、看護師等との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底するとともに、関係者等を交えた交通安全総点検・ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(3) 保育所、幼稚園、学校等における実施要領

保護者、保育士、教師等との連携により、参加・体験・実践型の子どもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や前記「岡山県自転車安全利用5則」を活用した自転車の安全利用などの交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図るとともに、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用と幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用を促進するほか、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

また、保護者等を交えた交通安全総点検・ヒヤリ地図の作成等を実施し、子どもの視線で見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(4) 職域における実施要領

職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催するほか、飲酒運転の悪質性・危険性、シートベルトの着用効果と全ての座席における着用の徹底などの安全運転や交通事故情勢に関するきめ細かな情報提供を行い、社内広報誌（紙）を活用した積極的な広報啓発活動を実施する。

8 その他

(1) 各関係機関及び団体は、それぞれの所管及び特性に応じ、創意工夫を凝らした活動を実施し、本運動が真に県民総ぐるみの運動となるよう努めること。

(2) 本運動を効果的に推進するために、あらゆる組織、団体等を通じて交通ルールの遵守と交通マナーの実践が図られるよう広報活動を展開すること。

(3) 別添参考資料「平成21年秋の交通安全県民運動推進項目」参照